

令和6年度 集団指導

令和6年度 介護報酬改定

〔全サービス共通〕

日向市 健康長寿部

高齢者あんしん課 介護認定係

目次

第1 令和6年度介護報酬改定の概要	P.3
1. 地域包括ケアシステムの深化・推進	P.5
2. 自立支援・重度化防止に向けた対応	P.8
3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり	P.10
4. 制度の安定性・持続可能性の確保	P.13
5. その他	P.15
第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について	P.16
①基本報酬の見直し	P.18
②人員配置基準における両立支援への配慮	P.20
③管理者の責務及び兼務範囲の明確化等	P.22
④いわゆるローカルルールについて	P.24
⑤「書面掲示」規制の見直し	P.25
⑥業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入	P.26
⑦高齢者虐待防止の推進	P.33
⑧科学的介護推進体制加算の見直し	P.38
⑨LIFEへのデータ提出頻度の見直し(イメージ)	P.39
⑩テレワークの取扱い	P.46

第1 令和6年度 介護報酬改定の概要

人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、

1. 「地域包括ケアシステムの深化・推進」
2. 「自立支援・重度化防止に向けた対応」
3. 「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」
4. 「制度の安定性・持続可能性の確保」

を基本的な視点として、介護報酬改定を実施。

第1 令和6年度 介護報酬改定の概要

1.地域包括ケアシステムの深化・推進

認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

2.自立支援・重度化防止に向けた対応

高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進

3.良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

4.制度の安定性・持続可能性の確保

介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築

第1 令和6年度 介護報酬改定の概要

1.地域包括ケアシステムの深化・推進

医療と介護の連携の推進

<在宅における医療ニーズへの対応強化>

医療ニーズの高い利用が増える中、適切かつより質の高い訪問看護を提供する観点から、専門性の高い看護師が計画的な管理を行うことを評価する加算を新設

<在宅における医療・介護の連携強化>

退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、退院後のリハビリテーションを提供する際に、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書入手し、内容を把握することを義務付ける。

<高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化>

所定疾患施設療養費について、介護老人保健施設の入所者に適切な医療を提供する観点から、対象に慢性心不全が増悪した場合を追加する。

<高齢者施設等と医療機関の連携強化>

高齢者施設等について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関等と実効性のある連携体制を構築するための見直しを行う。

第1 令和6年度 介護報酬改定の概要

質の高い公正中立なケアマネジメント

- 居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について、ヤングケアラーなどの多様な課題への対応を促進する観点等から見直しを行う。

感染症や災害への対応力向上

- 高齢者施設等における感染症対応力の向上を図る観点から、医療機関との連携の下、施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止するための医療機関との連携体制の構築や感染症対策に資する取組を評価する加算を新設する。
- 感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、特定の場合を除き基本報酬を減算する。(1年間の経過措置)

高齢者虐待防止の推進

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

第1 令和6年度 介護報酬改定の概要

認知症の対応力向上

- 平時からの認知症の行動・心理症状(BPSD)の予防及び出現時の早期対応に資する取組を推進する観点から、認知症のチームケアを評価する加算を新設。

福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

- 利用者の負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、一部の用具について貸与と販売の選択制を導入する。その際、利用者への十分な説明や多職種の意見や利用者の身体状況を踏まえた提案などを行うこととする。

地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

看取りへの対応強化

- 各種サービスにおける、看取り・ターミナルケア関係の加算の見直し等を行う。

第1 令和6年度 介護報酬改定の概要

2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養を一体的に推進し、自立支援・重度化防止を効果的に進める観点から、介護老人保健施設・介護医療院・介護老人福祉施設等の関係加算について、新たな区分を設ける。また、通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント加算について、新たな区分を設ける。
- 大規模型事業所であってもリハビリテーションマネジメントを実施する体制等が充実している事業所を評価する観点から、通所リハビリテーションの事業所規模別の基本報酬について見直しを行う。
- 居宅療養管理指導費について、通所サービス利用者に対する管理栄養士による栄養食事指導及び歯科衛生士等による歯科衛生指導を充実させる観点から、算定対象を通院又は通所が困難な者から通院困難な者に見直す。
- 訪問介護等において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意のもと、歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。
- 介護保険施設から、居宅、他の介護保険施設、医療機関等に退所する者の栄養管理に関する情報連携が切れ目無く行われるようにする観点から、介護保険施設の管理栄養士が、介護保険施設の入所者等の栄養管理に関する情報について、他の介護保険施設や医療機関等に文書等で提供することを評価する新たな加算を設ける。

第1 令和6年度 介護報酬改定の概要

自立支援・重度化防止に係る取組の推進

- 通所介護等における入浴介助加算について、入浴介助技術の向上や利用者に居宅における自立した入浴の取扱を促進する観点から見直しを行う。
- ユニットケアの質の向上の観点から、個室ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。
- 在宅復帰・在宅療養支援等評価指標及び要件について、介護老人保健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能を更に推進する観点から、指標の取得状況等も踏まえ、見直しを行う。
- 介護老人保健施設におけるポリファーマシー解消の取組を推進する観点から、入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合に加え、施設において薬剤を評価・調整した場合を評価する新たな区分を設ける。その上で、入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合を高く評価する。

LIFEを活用した質の高い介護

- 科学的介護推進体制加算・自立支援促進加算について、質の高い情報収集・分析を可能とし、科学的介護を推進する観点から、LIFEの入力項目の定義の明確化や入力負担の軽減等を行う。
- ADL維持等加算、排せつ支援加算、褥瘡マネジメント加算(介護医療院は褥瘡対策指導管理)について、アウトカム評価を充実する観点から見直しを行う。

第1 令和6年度 介護報酬改定の概要

3.良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

介護職員の処遇改善

● 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

第1 令和6年度 介護報酬改定の概要

生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり

- 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を今後示す。
- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。(3年間の経過措置)
- 介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する新たな加算を設ける。
- 見守り機器等のテクノロジーの複数活用及び職員間の適切な役割分担の取組等により、生産性向上に先進的に取り組む特定施設について、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることを確認した上で、人員配置基準の特例的な柔軟化(3:0.9)を行う。
- 介護老人保健施設等において見守り機器等を100%以上導入する等、複数の要件を満たした場合に、夜間における人員配置基準を緩和する。
- 認知症対応型共同生活介護において見守り機器等を10%以上導入する等、複数の要件を満たした場合に、夜間支援体制加算の要件を緩和する。
- EPA介護福祉士候補者及び技能実習の外国人について、一定の要件の下、就労開始から6月未満であっても人員配置基準に算入してもよいこととする。

第1 令和6年度 介護報酬改定の概要

効率的なサービス提供の推進

- 管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。
- 訪問看護における24時間対応について、看護師等に速やかに連絡できる体制等、サービス提供体制が確保されている場合は看護師等以外の職員も利用者又は家族等からの電話連絡を受けられるよう、見直しを行う。
- 居宅介護支援費(Ⅰ)に係る介護支援専門員の一人当たり取扱件数について、現行の「40未満」を「45未満」に改めるとともに、居宅介護支援費(Ⅱ)の要件について、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合に改め、取扱件数について、現行の「45未満」を「50未満」に改める。また、居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じて件数に加えることとする。¹²

第1 令和6年度 介護報酬改定の概要

4.制度の安定性・持続可能性の確保

評価の適正化・重点化

- 訪問介護の同一建物減算について、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設け、更に見直しを行う。
- 訪問看護に求められる役割に基づくサービスが提供されるようにする観点から、理学療法士等のサービス提供状況及びサービス提供体制等に係る加算の算定状況に応じ、理学療法士等の訪問における基本報酬及び12月を超えた場合の減算を見直す。
- 短期入所生活介護における長期利用について、長期利用の適正化を図り、サービスの目的に応じた利用を促す観点から、施設入所と同等の利用形態となる場合、施設入所の報酬単位との均衡を図ることとする。
- 利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合には、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価となるよう見直しを行う。
- 多床室の室料負担については、これまでの分科会での意見等を踏まえ、国の予算編成過程において検討される。

第1 令和6年度 介護報酬改定の概要

報酬の整理・簡素化

- 介護予防通所リハビリテーションにおける身体機能評価を更に推進するとともに、報酬体系の簡素化を行う観点から見直しを行う。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の将来的なサービスの統合を見据えて、夜間対応型訪問介護との一体的実施を図る観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬に、夜間対応型訪問介護の利用者負担に配慮した新たな区分を設ける。
- 長期療養生活移行加算について、介護療養型医療施設が令和5年度末に廃止となることを踏まえ、廃止する。

第1 令和6年度 介護報酬改定の概要

5.その他

その他

- 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、令和7年度から原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しなければならないこととする。
- 通所系サービスにおける送迎について、利便性の向上や運転専任職の人材不足等に対応する観点から、送迎先について利用者の居住実態のある場所を含めるとともに、他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との同乗を可能とする。
- 基準費用額(居住費)については、これまでの分科会での意見等を踏まえ、国の予算編成過程において検討される。
- 令和6年度以降の級地の設定に当たっては、現行の級地を適用することを基本としつつ、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体については特例を設け、自治体に対して行った意向調査の結果を踏まえ、級地に反映する。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ、以下のとおりとする。

6月1日施行とするサービス

- ・ 訪問看護
- ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 居宅療養管理指導
- ・ 通所リハビリテーション

4月1日施行とするサービス

- ・ 上記以外のサービス

令和6年度介護報酬改定における処遇改善関係加算の加算率の引上げについては、国の予算編成過程における検討を踏まえ、令和6年6月1日施行とする。

これを踏まえ、処遇改善関係加算の一本化についても令和6年6月1日施行とするが、現行の処遇改善関係加算について事業所内での柔軟な職種間配分を認めることとする改正は、令和6年4月1日施行とする。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○ 介護報酬改定の時期について 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)

問181 令和6年度介護報酬改定において、・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーションに係る見直しは令和6年6月施行・その他のサービスに係る見直しは令和6年4月施行・処遇改善加算の一本化等(加算率引き上げ含む)はサービス一律で令和6年6月施行とされたが、利用者・家族等に対して、改定内容の説明をいつどのように行うべきか。

(答)

本来、改定に伴う重要事項(料金等)の変更については、変更前に説明していただくことが望ましいが、4月施行の見直し事項については、やむを得ない事情により3月中の説明が難しい場合、4月1日以降速やかに、利用者又はその家族に対して丁寧な説明を行い、同意を得ることとしても差し支えない。

6月施行の見直し事項については、5月末日までに、利用者又はその家族に対して丁寧な説明を行い、同意を得る必要がある。

なお、その際、事前に6月以降分の体制等状況一覧表を自治体に届け出た介護事業者においては、4月施行の見直し事項と6月施行の見直し事項の説明を1回で纏めて行うといった柔軟な取扱いを行って差し支えない。

また、5月末日までの間に新たにサービスの利用を開始する利用者については、サービス利用開始時の重要事項説明時に、6月施行の見直し事項について併せて説明しても差し支えない。

問182 4月施行サービス(右記以外)と6月施行サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び通所リハビリテーション)の両方を提供している介護事業者は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の届出を別々に行う必要があるのか。

(答)

事業者の判断で、4月以降分を提出する際に6月以降分も併せて提出することとしても差し支えない。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

全サービス共通 改定事項(★は介護予防も対象)

- ① 基本報酬の見直し
- ② 人員配置基準における両立支援への配慮★
- ③ 管理者の責務及び兼務範囲の明確化等★
- ④ いわゆるローカルルールについて★
- ⑤ 「書面掲示」規制の見直し★
- ⑥ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く)
- ⑦ 高齢者虐待防止の推進(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く)
- ⑧ 科学的介護推進体制加算の見直し(居宅介護支援等、一部サービスを除く)
- ⑨ 介護職員の処遇改善(居宅介護支援等、一部サービスを除く)
- ⑩ テレワークの取扱い(居宅療養管理指導を除く)

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

① 基本報酬の見直し

○ 改定率については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、全体で+1.59%を確保している。そのうち、介護職員の処遇改善分+0.98%、その他の改定率として、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として+0.61%となっている。

○ これを踏まえて、介護職員以外の賃上げが可能となるよう、各サービスの経営状況にも配慮しつつ+0.61%の改定財源について、基本報酬に配分する。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

② 人員配置基準における両立支援への配慮

【概要】

○ 介護現場において、治療と仕事の両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。

ア 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。

イ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを認める。

【対象】

全サービス

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

【基準・算定要件等】

○ 運営基準の解釈通知及び報酬算定上の留意事項通知について、「常勤」及び「常勤換算方法」に係る取扱いを以下のように改正する。

	母性健康管理措置による短時間勤務	育児・介護休業法による短時間勤務制度	「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける短時間勤務制度
「常勤」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤扱い	○	○	○ (新設)
「常勤換算」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを認める	○	○	○ (新設)

※人員配置基準上の「常勤」及び「常勤換算方法」の計算においては、常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本)勤務している者を「常勤」として取り扱うこととしている。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

③ 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

【概要】

○ 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

【対象】

全サービス

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○ 管理者の責務について 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)

問184 管理者に求められる具体的な役割は何か。

(答)

・「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年9月17日付け老企第25号)等の解釈通知においては、管理者の責務を、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、現場で発生する事象を最前線で把握しながら、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に指定基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うこととしている。

具体的には、「介護事業所・施設の管理者向けガイドライン」等を参考にされたい。

《参考》

・「介護事業所・施設の管理者向けガイドライン」(抄)

(令和元年度老人保健健康増進等事業「介護事業所・施設における管理者業務のあり方とサービス提供マネジメントに関する調査研究」(一般社団法人シルバーサービス振興会))

第1章 第2節 管理者の役割

1. 管理者の位置づけ及び役割の重要性
2. 利用者との関係
3. 介護にともなう民法上の責任関係
4. 事業所・施設の考える介護職員のキャリアイメージの共有
5. 理念やビジョン、組織の方針や事業計画・目標の明確化及び職員への周知
6. 事業計画と予算書の策定
7. 経営視点から見た事業展開と、業績向上に向けたマネジメント
8. 記録・報告や面談等を通じた介護職員同士、管理者との情報共有

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

④ いわゆるローカルルールについて

【概要】

○ 都道府県及び市町村に対して、人員配置基準に係るいわゆるローカルルールについて、あくまでも厚生労働省令に従う範囲内で地域の実情に応じた内容とする必要があること、事業者から説明を求められた場合には当該地域における当該ルールの必要性を説明できるようにすること等を求める。

【対象】

全サービス

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○ 人員配置基準等に関するいわゆるローカルルール 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)

問 183 人員配置基準等に関するいわゆるローカルルールについて、どのような取扱いとするべきか。

(答)

・介護保険法上、介護事業所・施設等が介護保険サービスを提供するためには、自治体が条例で定めた基準を満たすものとして、都道府県等からの指定を受ける必要がある。

自治体が条例を制定・運用するに当たっては、①従うべき基準、②標準、③参酌すべき基準に分けて定められる国の基準(省令)を踏まえる必要がある。

・このうち人員配置基準等については、①従うべき基準に分類されている。

したがって、自治体は、厚生労働省令で定められている人員配置基準等に従う範囲内で、地域の実情に応じた条例の制定や運用が可能である一方、こうしたいわゆるローカルルールについては、あくまでも厚生労働省令に従う範囲内で地域の実情に応じた内容とする必要がある。

・そのため、いわゆるローカルルールの運用に当たり、自治体は、事業者から説明を求められた場合には、当該地域における当該ルールの必要性を説明できるようにする必要がある。

・また、いわゆるローカルルールの中でも特に、管理者の兼務について、個別の事業所の実態を踏まえず一律に認めないとする取扱いが適切でない。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

⑤「書面掲示」規制の見直し

【概要】

○ 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面(紙ファイル等)又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト(法人のホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表しなければならないこととする。

(※令和7年度から義務付け)

【対象】

全サービス

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

⑥ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

【概要】

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、**基本報酬を減算する**。

【対象】

全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)

【単位数】

<現行>
なし

<改定後>
業務継続計画未実施減算
施設・居住系サービス
所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算(**新設**)
その他のサービス所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(**新設**)

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

【基準・算定要件等】

○ 以下の基準に適合していない場合(新設)

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

○ 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。

また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

【留意事項通知】

(地域密着型通所介護の例)

業務継続計画未策定減算については、指定地域密着型サービス基準第37条、第37条の3又は第40条の16において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の30の2第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月(基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月)から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。

(定期巡回随時対応型訪問介護看護の例)

業務継続計画未策定減算については、指定地域密着型サービス基準第3条の30の2第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月(基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月)から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○業務継続計画未策定減算について 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.6)(令和6年5月17日)

問7 業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。

(答)

● 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。

● なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。

○業務継続計画未策定減算について 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)

問165 業務継続計画未策定減算の施行時期はどのようになるのか。

(答)

業務継続計画未策定減算の施行時期は次表のとおり。

	対象サービス	施行時期
①	<p>通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</p>	<p>令和6年4月</p> <p>※ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。</p>
②	<p>通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション</p>	<p>令和6年6月</p> <p>※上記①の※と同じ</p>
③	<p>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援</p>	<p>令和7年4月</p>

※ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売には、業務継続計画未策定減算は適用されない。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○業務継続計画未策定減算について 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)

問166 行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。

(答)

- 業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで**遡及して減算**を適用することとなる。
- 例えば、通所介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合(かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合)、令和7年10月からではなく、令和6年4月から減算の対象となる。
- また、訪問介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月から減算の対象となる。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○業務継続計画未策定減算について 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.6)(令和6年5月17日)

問 業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。

(答)

●感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。

●なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

⑦ 高齢者虐待防止の推進

【概要】

○ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。)について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合に、**基本報酬を減算する**。

その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。

○ 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

【対象】

全サービス

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

【単位数】

<現行>
なし

<改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(新設)

【算定要件等】

○ 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合(新設)

- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ・ 虐待の防止のための指針を整備すること
- ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
- ・ 上記措置を適切に実施するための担当者置くこと

○ 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○高齢者虐待防止措置未実施減算について 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)

○高齢者虐待防止措置未実施減算について

問167 高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置(委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと)がなされていなければ減算の適用となるのか。

(答)

- ・減算の適用となる。
- ・なお、全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。

問168 運営指導等で行政機関が把握した高齢者虐待防止措置が講じられていない事実が、発見した日の属する月より過去の場合、遡及して当該減算を適用するのか。

(答)

過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○高齢者虐待防止措置未実施減算について 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)

問169 高齢者虐待防止措置未実施減算については、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置(委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと)がなされていない事実が生じた場合、「速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。」こととされているが、施設・事業所から改善計画が提出されない限り、減算の措置を行うことはできないのか。

(答)

改善計画の提出の有無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えない。当該減算は、施設・事業所から改善計画が提出され、事実が生じた月から3か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続する。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○高齢者虐待防止措置未実施減算について 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)

○虐待防止委員会及び研修について

問170 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業員が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行う必要があるのか。

(答)

・虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的実施していただきたい。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。

・例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。

・研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。

・なお、委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておくことに留意すること。

・また、小規模事業所等における委員会組織の設置と運営や、指針の策定、研修の企画と運営に関しては、以下の資料の参考例(※)を参考にされたい。

※社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備 令和3年度基盤省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」令和3年度 老人保健健康増進等事業、令和4年3月。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

⑧ 科学的介護推進体制加算の見直し

【概要】

○ 科学的介護推進体制加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を推進する観点から、以下の見直しを行う。

ア 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。

イ LIFEへのデータ提出頻度について、少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。

ウ 初回のデータ提出時期について、他のLIFE関連加算と揃えることを可能とする。

【対象】

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護

【算定要件等】

○ LIFEへのデータ提出頻度について、他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも「3月に1回」に見直す。

○ その他、LIFE関連加算に共通した見直しを実施する。

<入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>

・入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する。

・同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

⑨ LIFEへのデータ提出頻度の見直し(イメージ)

○ 各加算のデータ提出頻度について、サービス利用開始月より入力を求めている加算もあれば、サービス利用開始後の計画策定時に入力が必要な加算もあり、同一の利用者であっても算定する加算によって入力のタイミングが異なり、事業所における入力タイミングの管理が煩雑となっている。

○ LIFEへのデータ提出について、「少なくとも3か月に1回」と統一する。

○ また、同一の利用者に対して複数の加算を算定する場合のデータ提出頻度を統一できるよう、例えば、月末よりサービス利用を開始する場合であって、当該利用者の評価を行う時間が十分確保できない場合等、一定の条件の下で、提出期限を猶予する。

例：

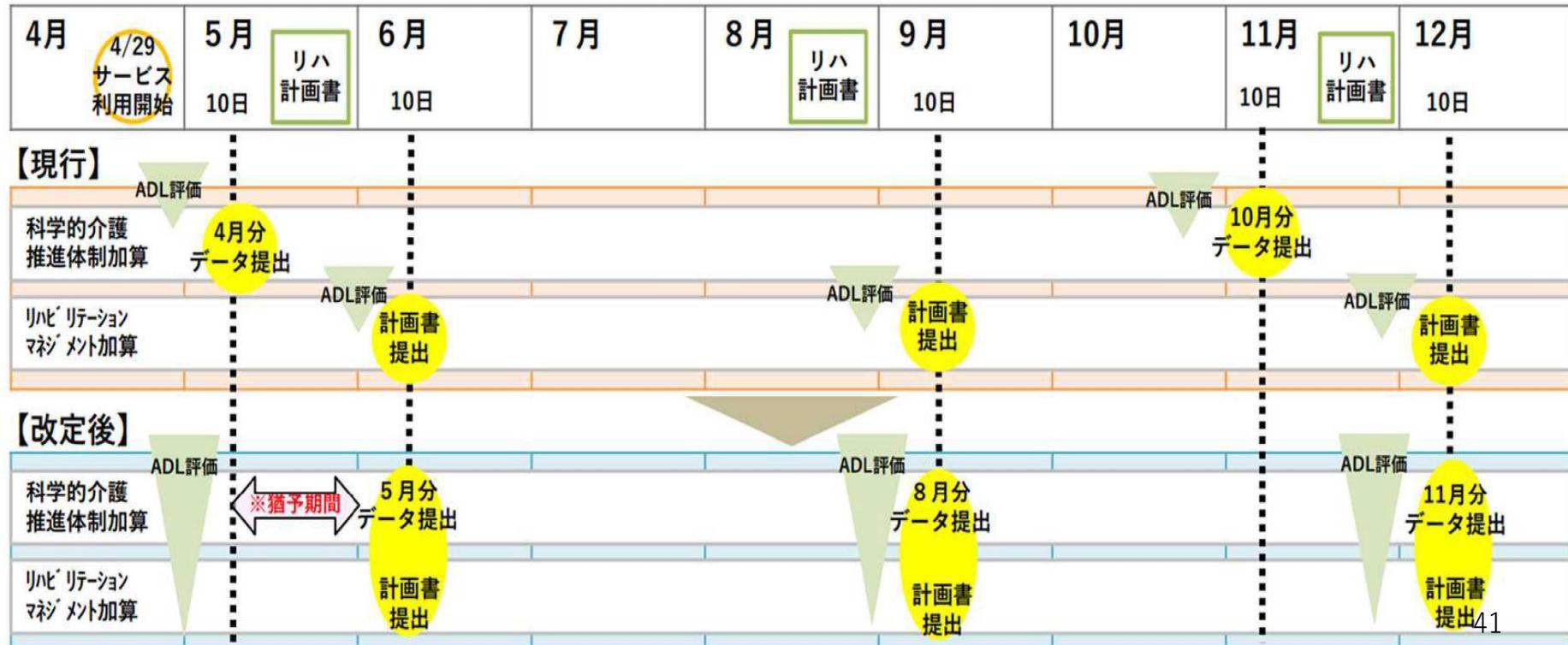
同一の利用者に科学的介護推進体制加算及びリハビリテーションマネジメント加算を算定する場合

・ 現在、科学的介護推進体制加算はサービス利用開始月とその後少なくとも6月に1度評価を行い、翌月の10日までにデータを提出することとなっており、リハビリテーションマネジメント加算はリハビリテーション計画書策定月、及び計画変更月に加え、少なくとも3月に1度評価を行いデータを提出することとなっている。いずれの加算にもADLを含め同じ評価項目が含まれている。

・ これらの加算の提出タイミングを少なくとも3月に1度と統一するとともに、例えば、月末にサービスを開始した場合に、科学的介護推進体制加算のデータ提出期限に猶予期間を設けることで、評価やデータ提出のタイミングを揃えることを可能とする。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

⑨ LIFEへのデータ提出頻度の見直し(イメージ)



第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

⑨ LIFEのフィードバック見直しイメージ(事業所フィードバック)

基本情報

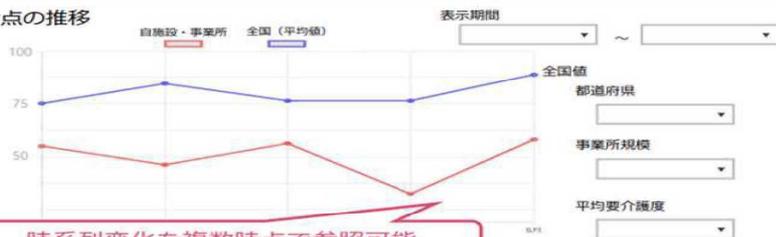
サービス 介護老人福祉施設 平均要介護度 4.2

Excel形式ではなく、ブラウザ上で層別化等の設定を可能とすることで、操作性・視認性を向上

ADL (Barthel Index) の状況

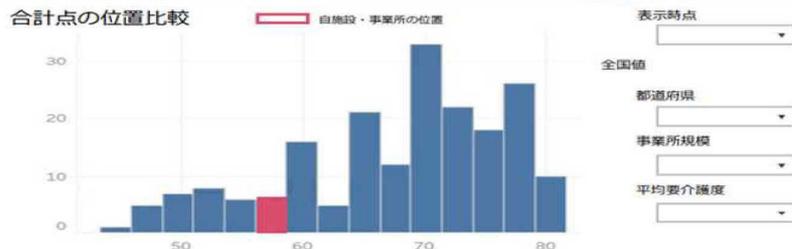
全国値に対する自施設・事業所の位置を参照可能

合計点の推移



時系列変化を複数時点で参照可能

合計点の位置比較



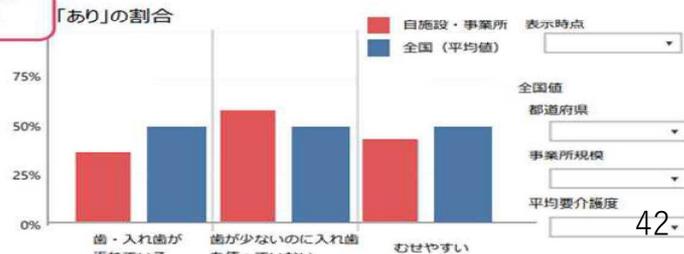
栄養状態

低栄養状態のリスクレベル



口腔の健康状態

「あり」の割合



第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

⑨ LIFEのフィードバック見直しイメージ(利用者フィードバック)

基本情報

サービス ▼ 介護老人福祉施設

要介護度 **要介護 4**

日常生活自立度 (身体機能) **B2**

日常生活自立度 (認知機能) **II a**

サービス種類、都道府県、要介護度等による絞り込みにより、全国の同じような利用者との比較が可能

ADL (Barthel Index) の状況

合計点の推移

Excel形式ではなく、ブラウザ上で層別化等の設定を可能とすることで、操作性・視認性を向上

時系列変化を複数時点で参照可能

ADL各項目の点数

栄養状態

低栄養状態のリスクレベル

表示期間: [] ~ []

2024/4	2024/7	2024/10
高	低	低

表示時点: []

都道府県: []

要介護度: []

日常生活自立度 (身体機能): []

日常生活自立度 (認知機能): []

口腔の健康状態

各項目の3か月間の推移

表示期間: [] ~ []

	2024/4	2024/7	2024/10
歯・入れ歯が汚れている	あり	あり	なし
歯が少ないのに入れ歯を使っていない	なし	なし	なし
むせやすい	なし	あり	あり

表示時点: []

都道府県: []

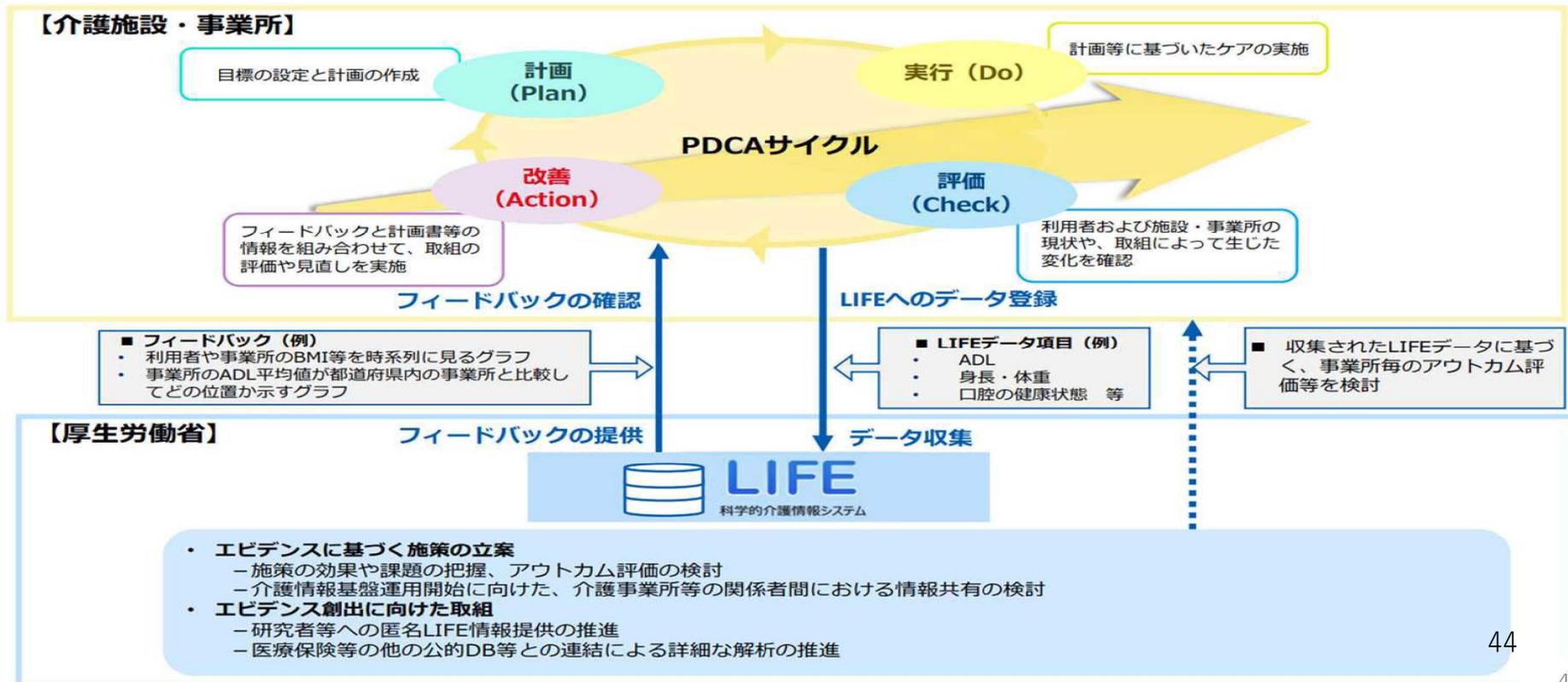
要介護度: []

日常生活自立度 (身体機能): []

日常生活自立度 (認知機能): []

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

⑨ LIFEを活用した取組イメージ



第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○ 介護記録ソフトの対応について 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)

問173 LIFEへの入力について、事業所又は施設で使用している介護記録ソフトからCSV連携により入力を行っているが、LIFEへのデータ提出について、当該ソフトが令和6年度改定に対応した後に行うこととして差し支えないか。

(答)

・差し支えない。
・事業所又は施設にて使用している介護記録ソフトを用いて令和6年度改定に対応した様式情報の登録ができるようになってから、令和6年4月以降サービス提供分で提出が必要な情報について、遑って、やむを得ない事情を除き令和6年10月10日までにLIFEへ提出することが必要である。

○ LIFEへの提出情報について

問174 令和6年4月以降サービス提供分に係るLIFEへの提出情報如何。

(答)

・令和6年4月以降サービス提供分に係るLIFEへの提出情報に関して、令和6年4月施行のサービスについては、令和6年度改定に対応した様式情報を提出すること。
・令和6年6月施行のサービス(訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、予防訪問リハビリテーション、予防通所リハビリテーション)については、令和6年4～5月サービス提供分の提出情報に限り、令和3年度改定に対応した様式情報と令和6年度改定に対応した様式の提出情報の共通する部分を把握できる範囲で提出するか、令和6年度改定に対応した様式情報を提出すること。
・各加算で提出が必要な情報については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和6年3月15日)を参照されたい。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○科学的介護推進体制加算について 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)

問175 科学的介護推進体制加算のデータ提出頻度について、少なくとも6か月に1回から3か月に1回に見直されたが、令和6年4月又は6月以降のいつから少なくとも3か月に1回提出すればよいか。

(答)

- ・科学的介護推進体制加算を算定する際に提出が必須とされている情報について、令和6年4月又は6月以降は、少なくとも3か月に1回提出することが必要である。
- ・例えば、令和5年2月に提出した場合は、6か月後の令和6年8月までに少なくとも1回データ提出し、それ以降は3か月後の令和6年11月までに少なくとも1回のデータ提出が必要である。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

⑩ テレワークの取扱い

【算定要件等】

○人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を今後示す。

【対象】

全サービス(居宅療養管理指導を除く)

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について
(介護保険最新情報Vol.1237 令和6年3月29日)

○第1 テレワークに関する基本的な考え方

(1)管理者について

介護事業所等の管理者は、個人情報の適切な管理を前提に、介護事業所等の管理上支障が生じない範囲内において、テレワークを行うことが可能である。

また、当該管理者が複数の介護事業所等の管理者を兼務している場合にも、それぞれの管理に支障が生じない範囲内において、テレワークを行うことが可能である。

その際、利用者やその家族からの相談対応なども含め、利用者に対するサービスの提供や提供されるサービスの質等に影響が生じないようにすること。

管理上支障が生じない範囲の具体的な考え方については、第2を参照すること。なお、個人情報の適切な管理については、第4を参照すること。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について
(介護保険最新情報Vol.1237 令和6年3月29日)

○第1 テレワークに関する基本的な考え方

(2)管理者以外の各職種の従業者について

介護事業所等の管理者以外の各職種の従業者(以下単に「従業者」という。)によるテレワークに関する基本的な考え方は、以下のとおりとする。

なお、個人情報の適切な管理については、第4を参照すること。

① 基準上の具体的な必要数を超える部分について

サービス類型ごとに、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のうち、事業所等でサービス提供に当たる従業者の数が、人員配置基準等における具体的な必要数を上回っている場合については、当該基準を上回る部分について、個人情報の適切な管理を前提に、テレワークを実施しても差し支えない。

例えば、基準上で配置が必要な従業者数が常勤換算 3.0 人であり、実際の配置数が常勤換算 3.2 人である場合、常勤換算 3.0 人を超える部分(常勤換算 0.2 人の部分)で従業者がテレワークを実施しても差し支えない。⁴⁹

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について
(介護保険最新情報Vol.1237 令和6年3月29日)

○第1 テレワークに関する基本的な考え方

② 基準上の具体的な必要数を超えない部分について

サービス類型ごとに、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種の従業者数のうち、当該事業所等における基準上の必要数を上回らない部分については、利用者の処遇に支障が生じないと認められる範囲内であれば、テレワークを実施しても差し支えない。

例えば、基準上で配置が必要な従業者数が常勤換算 3.0 人である場合であって、1人の従業者がテレワークを実施し、事業所・施設等及び利用者の居宅等のサービス提供の場所で業務に従事する従業者数が 3.0 人を下回る場合(例えば、常勤換算 2.8 人となる場合)であっても、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、テレワークを実施しても差し支えない。

ただし、職種によっては、職種の特性を踏まえ、原則としてテレワークが認められない場合があるため、第3を参照すること。また、「利用者の処遇に支障が生じないと認められる範囲」の具体的な考え方については、第3を参照すること。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について
(介護保険最新情報Vol.1237 令和6年3月29日)

○第1 テレワークに関する基本的な考え方

③ 具体的な必要数を定めて配置を求めている職種について

サービス類型ごとに、人員配置基準等で常勤換算職員数や常勤職員数等の具体的な必要数を定めて配置を求めている職種については、個人情報適切な管理を前提に、当該職種の職責を果たすことができるのであれば、人員配置基準上は、業務の一部をテレワークにより実施しても差し支えない。職種ごとの具体的な考え方については、第3を参考にされたい。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について
(介護保険最新情報Vol.1237 令和6年3月29日)

○第2 管理上支障が生じない範囲の具体的な考え方(管理者について)

(1) 管理者がテレワークを行い、介護事業所等を不在とする場合であっても、サービスごとに運営基準上定められた管理者の責務(例えば、通所介護の場合、従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理及び従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令)を管理者自らが果たす上で支障が生じないよう体制を整えておくこと。

(2) 管理者がテレワークを行うことで、テレワーク実施者である管理者本人及び他の従業者に過度な業務負担が生じることのないよう、留意すること。

(3) 勤務時間中、利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保すること。また、テレワークを行う管理者は、利用者、従業者及びその他関係者と、テレワークを円滑に行えるような関係を日頃から築いておくこと。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について
(介護保険最新情報Vol.1237 令和6年3月29日)

○第2 管理上支障が生じない範囲の具体的な考え方(管理者について)

(4) 事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、管理者がテレワークを行う場合における緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしておくこと。

(5) 管理者としてテレワークを行うことができる日数・時間数については、介護サービスの種類や介護事業所等の実態等に応じて、各事業者において個別に判断すること。ただし、他の職種を兼務する管理者がテレワークを行う場合、他の職種の従業者としての業務については第3及び第4を参照すること。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について
(介護保険最新情報Vol.1237 令和6年3月29日)

○第2 管理上支障が生じない範囲の具体的な考え方(管理者について)

(6) 介護サービス事業者は、当該管理者の労働時間の管理等、適切な労務管理を行うこと。その際、テレワーク実施者の適切な労務管理等について、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」(令和3年3月25日 基発0325第5号・雇均発0325第4号 別添1)を参照すること。

また、テレワークに係る労務管理・ICTの活用等の事業者向け無料相談・コンサルタント窓口として「テレワーク相談センター」を設けているため、必要に応じ活用すること。

(参考1) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のための
ガイドライン」 (パンフレット)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000828987.pdf>



(参考2) 「テレワーク相談センター」のご案内

<https://telework.mhlw.go.jp/info/map/>



(7) テレワークの実施及び上記(1)～(6)の内容について、利用者やその家族、都道府県、市町村等から求めがあれば、適切かつ具体的に説明できるようにすること。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について
(介護保険最新情報Vol.1237 令和6年3月29日)

○第3 利用者の処遇に支障が生じないこと等の具体的な考え方(管理者以外の従業者について)

(1) 各職種の従業者がテレワークを行い、事業所等を不在とする場合であっても、サービスごとに運営基準上定められた各職種の責務・業務に加え、当該従業者が実務上担っている役割を果たす上で、支障が生じないよう体制を整えておくこと。

また、テレワーク実施者本人、管理者及びテレワーク実施者以外の他の従業者に過度な業務負担が生じ、利用者の処遇に支障が生じることのないよう、留意すること。

なお、各職種の特性も踏まえ、事業所等に不在となる時間が一定以上生じることで、当該職種としての責務の遂行に支障が生じる場合には、個別の業務についてテレワークでの実施が可能と考えられる場合であっても、テレワークを実施してはならないこと。

(2) テレワークを行うことができる日数・時間数については、介護サービスの種類や介護事業所等の実態等に応じて、各事業者において個別に判断すること。

ただし、終日単位で事業所等を不在にするテレワークの実施については、利用者の処遇に支障が生じないか、特に慎重に判断すること。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について
(介護保険最新情報Vol.1237 令和6年3月29日)

○第3 利用者の処遇に支障が生じないこと等の具体的な考え方(管理者以外の従業者について)

(3) 勤務時間中、事業所等の現場に出勤する従業者とテレワーク実施者の間で適切に連絡が取れる体制を確保すること。

(4) テレワーク実施者の労働時間の管理等、適切な労務管理を行うこと。
具体的には、第2(6)を参照すること。

(5) 個別の業務のうち、書類作成等の事務作業、事業所外の専門職との連絡等の業務については、予めテレワークを行う日時を決めておけば、テレワークで実施しても、利用者の処遇に支障がないと考えられる。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について
(介護保険最新情報Vol.1237 令和6年3月29日)

○第3 利用者の処遇に支障が生じないこと等の具体的な考え方(管理者以外の従業者について)

(6)個別の業務のうち、利用者・入所者との面談・相談やアセスメント等のための観察等の業務については、相手方の表情や反応を直接確認する必要があり、自身と相手方の双方に相応な機器操作能力が求められることに加え、情報通信機器を通じた音声の聞き取りづらさ等、意思疎通の上で一定の制約がある。

そのため、情報通信機器を用いた遠隔での面談等の実施については、意思疎通が十分に図れる利用者について、利用者本人及び家族の理解を得て行うなど、適切に対応すること。

ただし、家族との面談については、家族側でも操作環境が構築でき、家族の同意がある場合には、テレワークで実施しても、利用者の処遇に支障がないと考えられる。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について
(介護保険最新情報Vol.1237 令和6年3月29日)

○第3 利用者の処遇に支障が生じないこと等の具体的な考え方(職種ごと)

③ 介護職員・看護職員

・書類作成等の事務作業については、個別の業務単位では、テレワークで実施しても、利用者の処遇に支障がないと考えられる(第3(5)を参照)が、当該職員が事業所等に不在となることで利用者の処遇に支障が生じないよう十分留意すること。

・利用者を直接処遇する業務及び直接処遇に関わる周辺業務は、テレワークで実施することは想定されないことから、原則として、テレワークでの実施は認められない。

・なお、夜間及び深夜の時間帯を通じて各サービスの提供に当たる従業者については、夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務について、これまでの取扱いを変えるものではない。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について
(介護保険最新情報Vol.1237 令和6年3月29日)

○第3 利用者の処遇に支障が生じないこと等の具体的な考え方(職種ごと)

④ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

- ・書類作成等の事務作業については、テレワークで実施しても、利用者の処遇に支障がないと考えられる(第3(5)を参照)。
- ・面談等の業務については、第3(6)を参照した上で、適切に対応すること。
- ・リハビリテーションの実施等の利用者を直接処遇する業務は、利用者の状態を直接確認しながら行う必要があり、テレワークで実施することが想定されないことから、原則として、テレワークでの実施は認められない。
- ・テレワークの実施日時及び時間数を決める上では、施設・事業所全体で提供するリハビリテーションの時間が減少しないよう、留意すること。また、利用者の希望する訓練実施日に影響が生じないよう、留意すること。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について
(介護保険最新情報Vol.1237 令和6年3月29日)

○第3 利用者の処遇に支障が生じないこと等の具体的な考え方(職種ごと)

⑤ 機能訓練指導員

・書類作成等の事務作業については、テレワークで実施しても、利用者の処遇に支障がないと考えられる(第3(5)を参照)。

・面談等の業務については、第3(6)を参照した上で、適切に対応すること。

・機能訓練の実施等の利用者を直接処遇する業務は、利用者の状態を直接確認しながら行う必要があり、テレワークで実施することが想定されないことから、原則として、テレワークでの実施は認められない。

なお、集団での機能訓練に際し、介護事業所内で他の機能訓練指導員等の従業者がサポートを行ったとしても、機能訓練の質の担保には懸念・課題があることから、原則として、テレワークでの実施は利用者の処遇に支障が生じると考えられる。

・テレワークの実施日時及び時間数を決める上では、事業所全体で提供する機能訓練の時間が減少しないよう、留意すること。また、利用者の希望する訓練実施日に影響が生じないよう、留意すること。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について
(介護保険最新情報Vol.1237 令和6年3月29日)

○第3 利用者の処遇に支障が生じないこと等の具体的な考え方(職種ごと)

⑦ 介護支援専門員(居宅介護支援・介護予防支援)

- ・書類作成等の事務作業については、テレワークで実施しても、利用者の処遇に支障がないと考えられる(第3(5)を参照)。
- ・居宅サービス計画の作成等をテレワークで行うに当たっては、適切なアセスメントやモニタリングが行われた上で実施する必要があることに、留意すること。
- ・運営基準上義務付けられている少なくとも1月に1回(介護予防支援の場合は3月に1回)利用者に面接することにより行うモニタリングについて、オンラインで行う場合には、利用者の同意を得るとともに、利用者がテレビ電話装置等を用いた状態で十分に意思疎通を図ることができることを確認すること。
- ・サービス担当者会議をオンラインで行う場合には、家族含む関係者間で対象者の現状を共有できるよう、また利用者・家族との意思疎通が十分にとれるよう、留意すること。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について
(介護保険最新情報Vol.1237 令和6年3月29日)

○第3 利用者の処遇に支障が生じないこと等の具体的な考え方(職種ごと)

⑧ 介護支援専門員(居宅介護支援・介護予防支援以外)

- ・書類作成等の事務作業については、テレワークで実施しても、利用者の処遇に支障がないと考えられる(第3(5)を参照)。
- ・(地域密着型)施設サービス計画や(看護)小規模多機能型居宅介護計画の作成をテレワークで行うに当たっては、利用者の直接的な観察や対面でのやり取り、他の従業者からの聞き取り等が十分に行われた上で行う必要があることに、留意すること。
- ・また、テレワークにより事業所等を不在とする従業者が生ずることで、事業所等内で従事する従業者の業務負担が過重となったり、従業者間に必要なコミュニケーションが不十分なものとなったりすることがないように、留意すること。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について
(介護保険最新情報Vol.1237 令和6年3月29日)

○第3 利用者の処遇に支障が生じないこと等の具体的な考え方(職種ごと)

⑨ 計画作成担当者・計画作成責任者

- ・書類作成等の事務作業については、テレワークで実施しても、利用者の処遇に支障がないと考えられる(第3(5)を参照)。
- ・認知症対応型共同生活介護計画・特定施設サービス計画・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成をテレワークで行うに当たっては、利用者の直接的な観察や対面でのやり取り、他の従業者からの聞き取り等が十分に行われた上で行う必要があることに、留意が必要すること。
- ・また、テレワークにより事業所等を不在とする従業者が生ずることで、事業所等内で従事する従業者の業務負担が過重となったり、従業者間に必要なコミュニケーションが不十分なものとなったりすることがないように、留意すること。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について
(介護保険最新情報Vol.1237 令和6年3月29日)

○第3 利用者の処遇に支障が生じないこと等の具体的な考え方(職種ごと)

⑩ 生活相談員・支援相談員

- ・書類作成等の事務作業については、テレワークで実施しても、利用者の処遇に支障がないと考えられる(第3(5)を参照)。
- ・面談等の業務については、第3(6)を参照した上で、適切に対応すること。特に、契約に関する説明や、重要事項の説明をテレワークで実施する場合には、必ず利用者本人及び家族の同意を確認した上で、内容が適切に利用者・家族に伝わっているか等、特に留意して確認する必要がある。
- ・生活相談員・支援相談員は、実務上、事業所等内でしか行えないものも含め、多岐にわたる業務を行っていることを踏まえ、相談員が現場を不在とすることで、事業所全体としてのサービス提供に影響が出ないように、また他の従業者の業務負担が過重なものとならないように、特に留意すること。

第2 令和6年度介護報酬改定の施行時期について (主な事項)

○介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について
(介護保険最新情報Vol.1237 令和6年3月29日)

○第4 個人情報の適切な管理について

(1) 利用者やその家族に関する情報を取り扱う際は、個人情報保護関係法令、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平成29年4月15日(令和6年3月一部改正)個人情報保護委員会・厚生労働省)及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版(令和5年5月)」を参照し、特に個人情報の外部への漏洩防止や、外部からの不正アクセスの防止のための措置を講ずること。

(2) 上記に加えて、第三者が情報通信機器の画面を覗き込む、従業者・利用者との会話を聞き取るなどにより、利用者やその家族に関する情報が漏れることがないような環境でテレワークを行うこと。

(3) 利用者やその家族に関する情報が記載された書面等を自宅等に持ち帰って作業する際にも、情報の取扱いに留意すること。

(参考1) 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平成29年4月14日(令和6年3月一部改正)個人情報保護委員会 厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001235843.pdf>



(参考2) 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版(令和5年5月)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html

